北海道シニア吹奏楽団規約

平成 5年 6月29日 制定 平成10年10月25日 改定 平成16年 4月25日 改定 平成19年 5月19日 改定 平成26年 1月26日 改定 平成27年 1月25日 改定 平成27年 5月17日 改定

第1条(総則)

この規約は「北海道シニア吹奏楽団(英名=「HOKKAIDO SENIOR WIND BAND」)(以下、「団」という。)の運営に関する事項を定めたものである。

第2条(団の目的と事業)

- 1 団は、その活動を通じて地域文化の発展に寄与することを目的とし、そのための事業として、定期及び随時に演奏会を開催する。
- 2 団は、前項の事業を行うにあたり、技術向上のみに偏ることなく音楽を楽しみ、併せて団員相互の親睦が深まるよう、努めるものとする。

第3条(団員)

- 1団は、「団員」と「仮団員」で構成され、それぞれ以下のとおりとする。
 - (1)「仮団員」は、本規約に同意し、入団希望者の中から所定の手続きを経て仮入団を許可された者とする。
 - (2)「団員」は、前号の「仮団員」を経て、団員としての資格を承認された者とする。
- 2 団員及び仮団員は、団の活動にあたり、以下の各項を遵守しなければならない。
 - (1)活動の基本である練習には、努めて参加すること。
 - (2)多くの団員と積極的にコミュニケーションを図り、各種行事や練習時の準備・後片付けなど、他の団員と協調しながら自ら行動するよう努めること。
 - (3)コンプライアンスを重視し、団の規約を始めとする各種ルールを順守するとともに、事故防止に努めること。
- 3 団員及び仮団員は、団が行う託児サービスなどを利用することができる。
- 4 団は、団員及び仮団員に対して、慶弔金等を支給することがある。
- 5 団員は、団員資格を有したまま休団することができる。ただしその期間は、原則として連続2年間を限度とする。
- 6 団員は、表彰されることがある。
- 7 団員及び仮団員は、処分されることがある。
- 8 記各項の具体的な規定については、細則に定める。

第4条(団員資格の喪失)

- 1 団員は、以下の各号のいずれかに該当する場合は、その資格を喪失する。
 - (1)団員から退団届(様式適宜)が提出され、承認されたとき。
 - (2)第3条(団員)第5項に定める休団期間が満了したとき。
 - (3)除名の決定がなされたとき。
- 2 本条第1項(1)及び(3)号の規定は、第3条第1項(1)に定める仮団員にも適用する。

第5条(総会)

- 1 総会は、団の運営に関する最高の意志決定機関である。
- 2 総会は、原則年1回(5月)、団長(第7条第1項(1)に定める「団長」。以下同じ。)が招集し開催することとするが、以下のいずれかによる場合、臨時に団長が招集し開催することがある。

- (1)団員の過半数以上から開催要請があった場合。
- (2)運営委員会(第6条に定める「運営委員会」をいう。以下同じ。)から開催要請があった場合。
- 3総会は、団員数の3分の2以上の出席(委任又は代理を含む)によって成立する。
- 4 前項による総会の招集が事実上困難と団長が判断した場合は、団員の過半数以上の承認を得たうえで、当該総会の 権限を運営委員会に委ねることができる。
- 5 総会は、規約別表に定める事案を審議、決定、承認する。
- 6 総会における決議は、実際の出席者の2分の1以上の賛成比率を要件とするが、重要な案件については、3分の2以上もしくは4分の3以上の賛成比率によって決議するものとする。
- 7 総会に出席する監事の選出は、第7条第1項(4)に定める運営委員の互選によるものとする。
- 8 総会の具体的な運営については、細則に定める。

第6条(運営委員会)

- 1 運営委員会は、第5条に定める総会に次ぐ重要な意志決定機関であり、団の日常的な活動に関わる事項を審議し、かつ決定・承認するなど、極めて広範な機能を有するものとする。したがって、その運営にあたっては、公正かつ開かれたものとなるよう常に努めなければならない。
- 2 運営委員会は、第7条第1項に定める各職の団員によって構成するものとし、さらに、必要に応じて他の団員を運営委員として加えることができる。
- 3 会議の円滑な議事進行並びに取りまとめ・総括を行わせるため、運営委員会に運営委員長を置くこととする。
- 4 前項の運営委員長は、団長がその任にあたるものとする。
- 5 運営委員会は定期的に開催することとし、具体的な審議・決定・承認事項については、規約別表のとおりとする。
- 6 運営委員会は、委員の3分の2以上の出席で成立し、その決議は、実際の出席者の2分の1以上の賛成比率を要件とする。ただし、重要な案件については、3分の2以上もしくは4分の3以上の賛成比率によって決議するものとする。
- 7 団の事業運営を円滑に実行するため、必要の都度、運営委員会の下に実行委員会を設置することができる。
- 8 運営委員会の具体的な設置・運営については、細則に定める。

第7条(執行組織)

- 1 団に、以下の職を置き、事業運営に必要な業務を執行する。
 - (1)団長 1名
 - (2)副団長 1名
 - (3)事務局長 1名
 - (4)運営委員 定員8名
- 2 第1項各号に定める各職の職務及び責任並びに任期については、規約別表のとおりとするが、特に(4)の運営委員については、第8条第1項(4)に定める各グループを構成する団員の代表として、以下の重要な役割を有するものとする。
 - (1)推薦母体となっているグループ内を中心に、団員間のコミュニケーションの活発化を図ったうえで意見を集約すること。
 - (2)運営委員会の会議席上においてグループの意見を提言し反映させるよう努めるとともに、会議の審議状況並びに進捗状況などの情報をグループ内に確実に浸透させること。
 - (3)その他、団の総意形成を円滑に実施していく観点から、積極的に運営委員同士の意思疎通を図ること。
- 3 第1項に定める各職に充てる団員の選考方法については、第8条に定めるとおりとする。
- 4 第1項(3)の事務局長以下の体制については、細則に定める。

第8条(各職の選考)

- 1 第7条第1項に定める各職の選考方法は、以下のとおりとする。
 - (1)団長 団員全員による選挙によって選出する。
 - (2)副団長 運営委員以外の団員から団長が指名する。
 - (3)事務局長 (同上)
 - (4)運営委員 別に定めるグループ単位毎に団員が推薦し、団長が任命する。
- 2 前項に定める選考方法の具体的な方法・内容については、細則に定める。

第9条(指揮者等)

- 1団に常任指揮者を置く。
- 2 前項の常任指揮者は、総会の承認を得たうえで、団長が委嘱する。
- 3 常任指揮者は、団員であることを妨げない。
- 4 常任指揮者は、必要に応じ、総会の承認を得たうえで、団員の中から副指揮者並びにコンサートマスターを指名することができる。
- 5 円滑な音楽活動を行うため、各パート又はグループ内の団員による互選によって選ばれたパートリーダーを置く。
- 6 前項のパートリーダーは、団の運営業務の一部に携わることがある。

第10条(財務)

- 1団の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。
- 2 団の活動に充てる財源は、以下のとおりとする。
 - (1)入団金
 - (2)団費
 - (3)その他、寄付・協力金等
- 3 団の行事に必要な財源については、その都度、その行事から得る事業収入によって賄うことを基本とするが、それによりがたい場合は、事前に総会において予算の承認を得なければならない。
- 4 団の財務は、適切な事業計画のもと、効率的な運用に努めなければならない。
- 5 団の年度末決算については、監事による監査を受け、総会において承認されなければならない。
- 6 上記各項に関する具体的な取り扱い並びに経理については、細則に定める。

第11条(財産)

- 1団は、保有する楽器等(楽譜及びその他の購入備品を含む。以下同じ)の管理簿を作成し、適切な出納処理を行わ ねばならない。
- 2 団が楽器等を購入又は廃棄する場合は、運営委員会の承認を得なければならない。
- 3 団が保有する楽器等を団員もしくは部外団体に貸し出す場合は、団長の承認を得るとともに、貸し出し先から借用書を徴し、その管理責任を明確にしなければならない。
- 4 貸し出し先の団員又は部外団体が、貸し出された楽器等を第三者に譲渡又は貸し出すもしくは使用させるなどの行為を行うことは、原則として禁止する。
- 5 団の楽器等を部外に貸し出す場合の取り扱いについては、細則に定める。

第12条(付則)

- 1 この規約によりがたい事象が発生した場合は、団員全員の過半数以上の了解を得て、運営委員会において審議し、決定する。
- 2 この規約は、平成27年2月1日から施行する。
- 3 経過措置

上記施行日をもって、北海道シニア吹奏楽団規約(平成26年1月26日改定。以下、旧規約という。)第8条(役員)に定める役員は廃止するものとし、同条第1項団長、第2項副団長、第4項事務局長の職にあった団員については、それぞれ、本規約第7条(執行組織)第1項(1)団長、(2)副団長、(3)事務局長の各職に移行するものとする。

なお、本規約第7条第1項(4)に定める運営委員(以下、単に「運営委員」という。)が第8条第1項(4)に基づいて 任命されるまでの期間(以下、経過期間という。)、団の運営業務に支障をきたさないよう、以下の経過措置を設 ける。

- (1)旧規約第8条の(3)理事及び(5)監事であった団員(以下、理事等という。)は、役員廃止後の経過期間中においても、個々に割り当てられていた業務分担に基づき、引き続き団の業務を遂行する。
- (2)経過期間中において、本規約第6条に定める運営委員会を開催する必要が生じた場合は、理事等の役員であった 団員を運営委員とみなし、必要な審議・決定を行うものとする。

規約別表 「団の運営に関する職務分担並びに責任・任期一覧」

(凡例:●=最終決定責任、◎提案責任、○作業責任)

	業務区分	総会	運営委員 (会)	団長	副団長	事務局長	備考
	1.団運営の存続に関すること	•	0	0			
	2.事業計画・年度決算に関すること	•	0	0		0	
基	3.規約改正に関すること	•	0	0	0		
本	4.規約細則の改正に関すること	(●) 重要な事項	•	0	0		
	5.マニュアルの改正に関すること	(報告)	•			0	
	6.各種委員会の重要案件の処理・決定	(報告)	•	0	0	0	各委員長の 判断必要
	7.団員の入団・退団(除名を除く)の 承認・決定	(報告)	•	0	0		パートリーダ 一意見必要
	8.団員の表彰並びに処分に関する承認・決定	(報告)	•	0	0		賞罰委員会 意見必要
人	9.団員等への慶弔金等の支給に関すること	(報告)	•	0		○ (決定に基 づく実施を 含む)	
事	10.団員の休団・復団・パート間異動の 承認・決定		(報告)	•	0		パートリーダ 一意見必要
	11.運営委員並びに事務局員の任命			•		0	
	12.常任指揮者の決定	•	0	委嘱行為		0	
	13.副指揮者、コンサートマスターの決定	(●) 常任指揮者 が指名					
	14.団費等、資金の受入及び払出等、出納事務に関すること					•	
務	15.団の収支管理(経理)に関すること	(●) (決算承 認)	(報告)	0		•	
等	16.団の物品の管理・保管に関すること	(報告)	(報告)			•	
	17.団の財産の部内外への貸出の承認・ 決定	(報告)	(報告)	•		0	
	18.コンプライアンスの徹底に関すること	(報告)	(報告)	•	0		コンプライ アンス委員 会意見必要
	19.広報活動		(報告)	•		0	
その	20.名簿の作成・管理に関すること					•	
の他	21.託児サービスの運営に関すること					•	
	22.団長の補佐				•		
	23.各職の任期		2年	原則 2年	原則 2年	原則 2年	運営委員以 外は再任を 妨げない。

■北海道シニア吹奏楽団規約細則

平成 5年 6月29日 制定 平成26年 1月26日 改定 平成27年 1月25日 改定 平成27年 5月17日 改定 平成30年 2月18日 改定

1.始めに

- (1) この細則は、北海道シニア吹奏楽団規約(平成5年制定、平成27年1月25日改定。以下単に「規約」という)に基づく取り扱いを定めたものである。
- (2)規約に定義された語句は、この細則において定義されたとみなす。

2.規約第3条(団員)の第1項及び第2項関連 (入団)

- (1)入団希望者の扱いは以下のとおりとする。
 - ア 入団希望者は、所定の方法(インターネット、電話等)によりその旨を団に申し出なければならない。
 - イ 入団希望者から見学の申し出があった場合は、所定の様式(任意)により受付し、見学させるものとするが、 見学回数は、原則 1 回とする。
 - ウ 前イによらず、2回目以降の見学を希望する場合は別に定める練習会場費用の一部(ビジター負担金)を見学者 から徴収する。
 - エ 見学者が入団を希望する場合は、「入団希望者調書」(様式別紙1)を提出させ、団長の承認を得たうえで、仮団員として仮入団させることができる。
- (2)仮団員の扱いは以下のとおりとする。
 - ア 仮団員期間は、原則4回の練習参加を終えるまでとする。
 - イ 上記の期間中の入団費及び団費の扱いは、別に定める。
 - ウ 仮団員期間中、当該仮団員が所属するパートのパートリーダーは、仮団員とコミュニケーションを図り、規約 に照らしてふさわしい人材か否かを見極めるよう努めなければならない。
 - エ 上記アに定める一定の期間が経過した時又はパートリーダーが特に仮団員期間満了と認めた時、仮入団者に対し、再度、入団意志を確認するものとする。
- (3)団員化の扱いは以下のとおりとする。
 - 仮団員が団員資格を得るためには、以下により運営委員会の承認を得なければならない。
 - ① 仮団員期間が終了する時、仮団員が所属するパートのパートリーダーは、当該仮団員の「入団希望者調書」の必要事項欄に団員化に関する所見を記入し、副団長へ提出しなければならない。
 - ② 副団長は、状況を把握したうえで受付し、団員となるにふさわしいかを検証したうえで、その結果を団長まで 閲覧の後、運営委員会に付議するものとする。

3.規約第3条(団員)の第3項及び第4項関連

- (1)規約第3条第3項に定める「託児サービス」については、別にマニュアルを定め、具体的かつ適正なルールに基づき運営するものとする。
- (2)規約第3条第4項に定める慶弔金等の支給については、以下のとおり取り扱うものとする。
 - ア 慶弔金等(以下、祝金又は弔慰金もしくは記念品等をいう。)の支給又は贈与は、以下に定める理由のものを 対象とする。
 - ① 団員(仮団員含む)本人の結婚、出産、死亡
 - ② その他、運営委員会において了承されたもの
 - イ 上記アの慶弔金等の具体的な金額又は記念品等の種類については、下表を参考としつつ、世間一般的な相場を考慮しながら、事務局案に基づき、運営委員会においてその都度決定する。なお、支給又は贈与にあたっては、団の一方的なものにならないよう、対象となる団員の意向にも十分に配慮することはもとより、慶弔金等に対するお返しなどが発生しないよう、当該団員との間であらかじめ虚礼廃止を申し合わせておかねばならない。

慶弔項目	金額の目安	備考
結婚	10,000円以内	結婚の当事者双方が団員の場合は、それぞれに贈る。
出産	10,000円以内	
死亡	10,000円以上	

(注)上記金額は、金銭以外のもの(例えば、粗品・記念品や電報、供花などの費用)全てを含めた費用の目安である。

4.規約第3条(団員)の第5項関連 (休団)

- (1)団員が休団しようとするときは、「休団届」(別紙様式2)又は口頭により団長もしくは副団長へ休団を申し出なければならない。
- (2)休団期間は月単位とし、申し出があった月の翌月から起算して2ヶ月以上24ヶ月を限度とする。ただし、申し出が月の初日であった場合は、その月から起算する。
- (3)上記の休団期間中の団費は、これを免除する。

5.規約第3条(団員)の第6項関連 (表彰)

(1)団員は、以下により表彰されることがある。

ア 予定された練習に1日も欠かさず、又はそれに準ずる程度に参加し、多大なる熱意をもって団の運営に携わったとき

- イ 定期演奏会の入場券販売又は実行の際に、著しく貢献したとき。
- ウ その他、団の運営等に積極的に協力し、団全体の士気高揚に極めて貢献したと認められたとき、等。
- (2)表彰は、年1回(原則として総会開催時)とし、被表彰者には団長名による表彰状と粗品を授与する。
- (3)具体的な被表彰者の選考並びに表彰内容は、別に設置する賞罰委員会で案を策定し、運営委員会において決定する。

6.規約第3条(団員)の第7項関連 (罰則)

(1)団員は、以下により処分されることがある。

ア 規約第3条第2項に定める団員としての遵守事項に違反したとき。

- イ 外部で事故や犯罪などを起こすなど、団の信用を著しく失墜させるような行為をしたとき。
- ウ その他、団の運営に非協力的で、他の団員に迷惑をかけ、団の士気高揚に悪影響を及ぼしたとき。
- (2)処分の量定は以下のとおりとする。

ア 口頭注意

イ 除名

- (3)上記(1)(2)の規定は、仮団員にも適用する。ただし、(2)の処分の量定についてはイの除名のみとする。
- (4)具体的な処分の内容並びにその時期については、別に設置する賞罰委員会で案を策定し、運営委員会において決定する。

7.規約第5条(総会)、規約第6条(運営委員会)関連 (決議要件の特例)

規約第5条第6項並びに規約第6条第6項でいう「重要な案件」とは、規約別表に掲げる各業務区分のうち、以下のような案件のことをいう。

- ア 団の存続又は定期演奏会等の重要イベントの廃止・新設に関すること・・4分の3以上で決議
- イ 団員に密接な案件(団費の改定など規約・細則の重要な変更に関すること)・・3分の2以上で決議
- ウ その他、上記案件に相当する重要な決定事項 等

8.規約第6条(運営委員会)関連 (各種実行委員会の設置)

運営委員会の下に、以下の実行委員会を設置する。

(1)定期演奏会実行委員会

ア 定期演奏会実行委員会の委員は、総会において決定したグループ(複数のパート等)のメンバー等によって構成する。

イ 委員長・副委員長は、委員の互選による。

- ウ主な業務は以下のとおりとする。
 - ①演奏会に関わる収支予算案の作成と運営委員会並びに総会への付議
 - ②演奏会に関わる具体的な収支管理
- ③演奏曲目、練習日程、共演団体、エキストラの検討・決定
- ④広報活動並びに広告募集活動の計画・実行
- ⑤その他、団員への周知活動、著作権申請、部外団体等との折衝など、定期演奏会開催に必要な業務

(2)賞罰委員会

ア 賞罰委員会は、団長・副団長・事務局長、並びに運営委員の中から団長が指名した2名、の計5名により構成する。

- イ 賞罰委員長は、団長とする。
- ウ 主な業務は以下のとおりとする。
- ①具体的な表彰基準の策定
- ②被表彰団員の選考及び運営委員会への付議
- ③次号(3)に定めるコンプライアンス委員会から提案される事案の審議
- ④具体的な処分量定案の作成と運営委員会への付議
- (3)コンプライアンス委員会

ア 副団長・事務局長、並びに運営委員の中から団長が指名した1名、の計3名により構成する。

- イ コンプライアンス委員会の委員長は、副団長とする。
- ウ主な業務は以下のとおりとする。
- ①コンプライアンス順守のためのPR活動
- ②各種申告の受付と必要なフィードバック
- ③重要案件の賞罰委員会への付議並びに運営委員会(総会)への状況報告、必要なルール見直し案の提案等
- (4)選考委員会

当細則11.に定めるとおり。

(5)その他

運営委員会において臨時に設置することが決定された委員会

- 9.規約第7条(執行組織)関連 (運営委員の任期等の扱い)
 - (1)運営委員の任期については規約別表に定めるとおりであるが、運営委員会の審議の継続性を考慮し、運営委員全員が同時に任期満了とならないよう、半数の運営委員の任期を1年間繰り延べするものとする。したがって、当細則11.(2)に基づく推薦についても、各推薦グループの推薦人員の半数を1年間繰り延べて推薦するものとする。
 - (2)運営委員が任期の中途おいて職務継続困難となった場合は、その後任者を該当グループの中から推薦することとするが、その場合においても、前任者の残任期期間中に後任の運営委員として従事した期間も含め、当該後任運営委員の従事期間が連続して3年以上にならない範囲内で、前(1)による任期の周期を維持しなければならない。
- 10.規約第7条(執行組織)関連 (事務局の体制)
- (1)事務局の場所は、事務局長宅の住所とする。
- (2)事務の円滑な執行を目的に、規約第7条第1項(3)の事務局長の下に事務局次長及び担当スタッフを適宜配置することができる。
- (3)事務局次長及びスタッフは、事務局長が推薦し、団長が任命する。
- (4)事務局次長及びスタッフは、運営委員と兼務することを妨げない。
- 11,規約第8条(各職の選考)関連 (選考委員会の設置と実行)
- (1)団長の選挙の計画・管理・運営は、「選考委員会」が行う。
 - ア 選考委員会は、事務局及びパートリーダーをもって構成する。
 - イ 選考委員会の委員長及び副委員長は、委員の互選による。
 - ウ選考委員会の所管事項
 - ・選考委員会は、団長を選出するために必要な事務並びに調整を行う。
 - ・その他、選挙を実施するに必要な事項については、選考委員会において定める。
 - ・選考委員会の運営に不測の事態が生じた場合は運営委員会に諮って解決する。

(2)規約第8条第1項(4)に規定する運営委員推薦のためのグループ単位及び推薦人員は下表のとおりとする。なお、推薦に必要な事務については、前(1)の選考委員会が行うものとし、グループの推薦比率については、グループ間に著しい差等が生じないよう、運営委員会に諮ったうえで、適宜、見直しを行うものとする。

グループ名	グループ内構成	推薦人員	参考 (比率)
А	ピッコロ、フルート、オーボエ、サックス、ファゴット	2名	2/13
В	Ebクラ、Bbクラ、A.クラ、Bass.クラ	2名	2/11
С	トランペット、ホルン	2名	2/14
D	トロンボーン、ユーフォニアム、チューバ、弦バス、パーカッション	2名	2/13

⁽注)参考の比率分母には休団者を含むH26.8.20現在の人員

12.規約第10条(財務)関連 (入団金と団費)

規約第10条第2項に定める入団金、団費は、以下のとおりとする。

ア入団金

- ①入団金は、3,000円とする。
- ②入団金は、仮団員が団員に承認された後、1ヶ月以内に団に支払わなければならない。

イ 団費

①団費は、1ヶ月単位で月2,000円を基準とするが、団員が複数月分をひとつの単位としてまとめて前納する場合並びに団員同士が同一世帯の夫婦の場合は、団員の状況及びその納入形態に応じ、それぞれ下表のとおりとする。

区分	1ヶ月単位	6ヶ月単位	1年単位
団員 (単独)	2,000円/月	10,000円/半年	20,000円/年
団員 (夫婦)	3,000円/月	15,000円/半年	30,000円/年
仮団員	2,000円/月		

- (注) 「夫婦」は、2名分の合計金額である。
- ②団費は、月単位にあってはその月内、6ヶ月単位又は1年単位の前納にあっては、その期間の開始となる月の月末までに会計担当へ支払わねばならない。なお、事務局長が真にやむを得ないと判断した場合は、この限りではない。
- ③前納された団費は、会計年度の区別に関わりなく、前納された年度の団費収入として経理する。
- ④団費収納管理を円滑に行うため、団員と事務局間の金銭の授受に関して、必要なルールを設けることとする。
- ⑤規約第3条に第5項に規定する休団となった団員は、団費の支払いを免除する。

13.規約第10条(財務)関連 (前納した団費の精算)

前記12.のイに定める6ヶ月単位前納又は1年単位前納で支払った対象期間(以下、前納期間という。)中に休団もしくは退団(除名を含む。以下同じ。)した場合は、既に納入済みである前納期間中の団費総額から、当該前納期間の最初の月から休団もしくは退団となる日の属する月の前月(その日が月の月末ならその月も含む)分までの月数に2,000円/月を乗じた金額(ただし当該月数が6ヶ月を超える場合は、うち6ヶ月を6ヶ月単位の前納団費とみなす)を控除した額を、当該休団者もしくは退団者へ返納する。逆に不足分が生じた場合は、これを請求しない。また、夫婦のいずれかが休団又は退団した場合は、その事実が発生した日の属する月の翌月以降(その日が月の初

また、夫婦のいすれかが休団又は退団した場合は、その事実が発生した日の属する月の翌月以降(その日が月の初日ならその月から起算)の対象期間(6ヶ月以上あれば、うち6ヶ月を6ヶ月単位の前納団費とみなす)を単独の団員とみなして再計算し、既に納入済みの当該期間に関わる団費総額と比較し、差額を精算処理する。

14.規約第10条(財務)関連 (見学者等の費用負担)

団員以外の者(仮団員及び見学者の1回目の見学並びに団が特に招へいした演奏者等(エキストラ等)を除く。)が練習に参加する場合は、練習会場費用の一部負担として、1回につき1,000円のビジター負担金を徴収する。

15.規約第10条(財務)関連 (積立金)

あらかじめ予測される団の記念行事等の実施並びに災害又はそれに準ずる事故等の発生による定期演奏会の中止などの不測の事態に対処するため、剰余金の範囲内で、以下により積立金を積み立てるものとする。

ア 積立金の種類

- ①記念行事積立金
- ②事業活動積立金
- イ 積立方法並びに時期等

積立金の種類	積立限度額	積立の方法		
記念行事積立金	記念行事開催時に必要と見込 んだ諸経費相当額	開催時までの期間の年数で除した金額を毎年度 末で計上し、積み上げる。(差額補充法)		
事業活動積立金	過去2回の定期演奏会に要した 費用総額の平均×1.5	左記限度額に達する額を毎年度末で計上する (1万円未満切り捨て)。(洗替法)		

ウ 積立の優先順位及び金額の決定

剰余金に不足が生じ、ア、イに定める積立金の総額が確保できない場合は、記念行事積立金を優先して積み立てるものとする。

なお、具体的な積立金額については、事前に運営委員会において承認されたあと、年度決算として総会の承認 を得なければならない。

16.規約第11条(財産)第3項及び第5項関連 (財産の管理)

- (1)団の保有する楽器等を団員に貸与する時は、別紙様式3-1により、管理責任を明確にする。
- (2)団の所有する楽器等を部外の個人又は団体に貸し出す場合の扱い

団の所有する楽器等は、本来、団の事業に使用することを前提にとして別紙様式3-1により団員に貸し付けるものであるが、以下により団長の許可を得た場合に限り、部外の個人又は団体へ貸し出すことができる。

ア管理責任の明確化

借用を希望する楽器等名や理由や期間、期間中の費用負担、事故があった場合の責任の所在等を明確に記載した借用書(別紙様式3-2)を貸し出し先から徴し、団長の承認を得るものとする。

イ 費用の負担

- ①貸し出す際に要する運搬費用等について、団は、一切これを負担しない。
- ②事故等に備えるため、団は、楽器等の種別及び貸出期間に応じ、下表に定める借料を徴収するものとする。

ランク	備品(楽器等)名	借料			
特	ファゴット (ヘッケル)	1,000円/台・日			
Α	チューバ(YAMAHA YBB-645G)	400円/台・日			
	ティンパニ(YAMAHA TP-5026、TP-5029、TP-5032 等)(1台につき)				
В	マリンバ	200円/台・日			
	アルトサックス (セルマー)				
	ビブラフォン (サイトウ)	1			
	クラリネット (クランポン)				
	バストロンボーン				
С	シロホン (YAMAHA YX320-3254)	100円/台・日			
	ホルン (YAMAHA YHR-321)				
	ユーフォニアム				
	バスドラム				
	銅鑼 (K.M. K362 #8273) (一式)				
	グロッケン(サイトウ SG-100)スタンド込み				
D	ドラムセット (パール)	50円/台・日			
	シンバル (ジルジャン18"/45cm、15"/40cm)				
	バリトン・サックス(ジュピター)				
上記以外	スタンド、トライアングル、コンガ 等の少額備品	0円/台・日			

(注)上記以外でランクが特~Dに相当すると思われる備品を貸し出す場合は、各ランクの取得価格を目安にランク別借料を設定する。

(3)団から楽器等を貸与された団員が、当該楽器等を部外に持ち出す場合の扱い

ア 団が貸与した楽器等については、原則、団が活動拠点としている場所から移動させてはならない。

イ 自宅での練習等でやむを得ず持ち出し、移動させる場合は、あらかじめ、その理由及び期間を記載した「楽器等移動許可願」(様式適宜)を備品担当に提出し、団長の許可を得なければならない。

また、貸し出した楽器等が貸与した団員を介して他団体の用に供された場合は、その楽器等は、当該他団体に貸し出されたものとみなし、使用された期間に応じて前イ②に定める借料を、貸与した団員又は他団体へ請求するものとする。

- 17.団運営の円滑な継続性を考慮し、以下のマニュアルを制定する。
 - ・託児サービスマニュアル

18.その他(経過措置)

- (1)この細則の施行日(平成27年2月1日)において、すでに休団中である団員の休団期間については、4.(2)の定めによらず、5年間を限度とする。
- (2) この細則の施行日において、すでに13.に定める楽器等の貸与を受けている団員については、施行日時点において貸与したとみなし、本細則16.(1)の定めにより、処理するものとする。

以上

北海道シニア吹奏楽団 入団希望者調書 (兼団員名簿)

				回 覧						
					団長	副団長	事務局	最	P·	R
	太枠内の事項を しくは事務局長/				•					
入団申込日	平成	年	月	日						
	(ふりがな)				性別		生年月	目		
氏 名					男 女	昭和 平成	年	月		В
	〒					'				
自宅住所						(A=CA= 0	+ + +++			
						住所録への		可		否
	固定電話					住所録への	掲載 	可		否
電話番号	FAX					住所録への	掲載	可	/	否
	携帯(スマホ)					住所録への	掲載	可	/	否
メール	パソコン					住所録への	掲載	可	/	否
アドレス	携帯(スマホ)					住所録への	掲載	可	/	否
#1.75 /-	所在地					左記の連絡	手段			
勤務先 (学校名)						電話				
	名称					FAX				
ルールの遵守	私は北海道シニ するとともに、	規約・	ルールを	を遵守しま	旨を理解	E記のとおり 同意しま ⁻			ノまも	th
注記の情報は、北海道シニア吹奏楽団以外に提供することはありません。										

■以下は所属するパートで記入してください。

(記入し終えたら、上記回覧のP・R欄にサインし、副団長又は事務局長へ提出)

パート名		
入団にあたっての意 見(○印)	・ぜひ入団してもらいたい ・入団しても良い ・もう少し様子を見たい ・その他	(左記の理由)
その他、見学・仮団 員期間中に気付いた 点		

■以下は副団長もしくは事務局が記入してください。

見学日(期間)	仮団員期間	
入団年月日	休団期間	
退団年月日		
特記事項		

団長	副団長	事務局長	パート・R

北海道シニア吹奏楽団

休 団 届

平成 年 月 日

パート名

氏 名

以下のとおり、届けます。

1. 休団期間: 自: 年 月 ~ 至: 年 月

2. 休団理由: ________

以上

北海道シニア吹奏楽団 団長 様

借 用 書

以下の備品を借用します。

なお、使用にあたっては、下記使用条件の各項を順守することを誓います。

平成 年 月 日

パート名			
団員氏名			

【借用備品】

備品ラン ク	備品名	借用(貸出) 台数	貸出開始年月日	備考

(注)複数の備品ランクに跨がる場合は、備品名にまとめて記載しても良い。 (例:パーカッション一式 等々)

【使用条件】

- 1.使用する団員(以下、単に「団員」という。)は、使用する都度、備品の外観の状態、並びに使用可能 状態を検査し、異常がないことを確認するなど、常に善良なる管理者としての注意を払うこと。
- 2.団員は、借用している備品を第三者に譲渡したり、貸し出してはならない。
- 3.団員は、北海道シニア吹奏楽団が行う活動以外の目的に借用備品を使用してはならない。
- 4.備品の損傷が団員の過失によるものと判断された場合、団員は、その備品を現状に復帰させるための必要な費用を請求されることがある。
- 5.日々の備品の使用にあたって、団員は、原則として、その都度当該備品の保管場所から搬出し、使用後は同保管場所へ搬入すること。なお、自主練習等を理由に自宅等へ持ち帰る場合は、その理由及び期間を記載した「楽器等移動許可願」(様式適宜)をあらかじめ備品担当者又は事務局長へ提出し、団長の許可を得なければならない。
- 6.団員が上記各項のいずれかに違反した場合、その後の貸し出しを中止することがある。
- 7.上記各項によりがたい事象が発生した場合は、管理担当の調査・報告に基づき団長が判断する。
-
- ■北海道シニア吹奏楽団使用欄 上記のとおり承認する。

平成 年 月 日

団長	事務局長	管理担当

北海道シニア吹奏楽団 団長 様

借 用 書

以下の備品を借用いたしたく、申し出ます。 なお、使用にあたっては、貸出条件の各項を順守することを誓います。

平成 年 月 日

借用者住所	(団体所在地)		

氏名(団体名・代表者名)

印

【借用備品】

備品ランク	備品名	借用(貸出) 台数(a)	貸出単価 (台/日)(b)	期間	日数 (c)	金額 (a×b×c)

(注) 備品ランクなどの一覧は、裏の「貸出料金表」を参照のこと。

【貸出条件】

- 1.貸し手(北海道シニア吹奏楽団。以下「甲」という。)及び借り手(借用しようとする個人又は団体。以下「乙」という。)は、この貸出条件を順守しなければならない。
- 2.甲は、貸出時において、乙立ち会いのもと、外観の現状及び使用可能状態を確認したうえで、本借用書を提出させること。
- 3.備品の運搬は、乙の費用負担及び責任によって行うこと。
- 4.乙は、借用備品の運搬及び使用にあたっては、善良なる管理者の注意を払うこと。
- 5.乙は、借用備品の使用中に、備品引き渡し時と異なる現象が発生した場合は、速やかに甲へ連絡し、その指示を仰ぐこと。
- 6.乙は、借用備品を第三者に対し、貸出又は売却・譲渡などをしてはならない。
- 7.借用備品の使用中に故障又は損傷が発生した場合は、乙の責任において修理し、備品を原状に復さなければならない。
- 8.乙は、借用期間終了後2週間以内に、甲の定める「貸出料金表」に基づく金額を、甲に支払わなければならない。
- 9.甲は、乙が上記2~7項のいずれかに違反した時、乙に対し損害賠償を求めることがある。
- 10.上記各項によりがたい場合は、甲乙協議のうえ、これを解決するものとする。

■北海道シニア吹奏楽団使用欄

上記のとおり承認する。

平成 年 月 日

団長	事務局長	管理担当